

生活の安定のための経済支援

手当・助成

児童扶養手当

問合せ▶各区保健福祉課(P22)

18歳になって最初の年度末が到達していない児童等(障がいのある児童は20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭の父母または養育者(祖父母など)に支給される手当です(所得制限・公的年金との併給制限があります)。

【支給額(令和5年4月～)】

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童1人目	44,140円	44,130円～10,410円
児童2人目加算額	10,420円	10,410円～5,210円
児童3人目加算額	6,250円	6,240円～3,130円

受給者本人の前年(1～10月分の手当の場合は前々年)の所得額が限度額以上である場合には、手当額の全部または一部の支給が停止されます。また、扶養義務者の所得額が限度額以上である場合には、手当の全部が停止されます。

【所得制限限度額】

税法上の扶養親族	全部支給(本人)	一部支給(本人)	扶養義務者※
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※「扶養義務者」は、同居する親族等をいいます。

JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当を受けている世帯で、通勤にJRを利用する場合は、通勤定期乗車券を割引で購入できる証明書を発行します。

ひとり親家庭等医療費助成制度

問合せ▶各区保健福祉課(P22)

ひとり親家庭または両親のいない家庭の20歳未満の子と、その子を扶養している母または父を対象に医療費を助成します(所得制限あり)。

助成額

子の入院・通院と父母の入院について、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復・はり・きゅう270円)または医療費の1割を除いた額。ただし、入院時の食事療養および生活療養に係る費用は対象外。

児童手当

問合せ▶各区保健福祉課(P22)

中学校卒業前の児童を養育している父母等に支給される手当です(所得制限あり)。

支給額(月額)

0～3歳未満15,000円 3歳～中学生10,000円 小学校修了前の第3子以降15,000円

所得が制限額を超える場合は一律5,000円(特例給付)

※所得が上限額を超える場合は支給されません(令和4年6月分の手当から)。

札幌市災害遺児手当

問合せ▶各区保健福祉課(P22)

交通事故、労働災害、不慮の災害等で父若しくは母又はこれらに代わる養育者を失った(重度障がいとなった場合を含む)義務教育修了前までの児童を扶養している方に支給される手当です。

支給額

災害遺児手当4,000円(月額) 災害遺児入学等支度資金20,000円(児童1人につき)

(小学校、中学校、高校などに入学するとき、または、中学校などを卒業後に就職するとき)

特別児童扶養手当

問合せ▶各区保健福祉課(P22)

20歳未満の重度又は中度の障がいがある児童を養育している方に支給される手当です(所得制限あり)。ただし、児童福祉施設等に入所している児童は支給の対象となりません。

支給額

重度障害:53,700円 中度障害:35,760円(令和5年4月1日現在)

障害児福祉手当

問合せ ▶ 各区保健福祉課(P22)

重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給される手当です(所得制限あり)。ただし、児童福祉施設等に入所している児童は支給の対象となりません。

支給額 15,220円(令和5年4月1日現在)

年金

国民年金(遺族基礎年金)

問合せ ▶ 各区保健年金課(P22)

遺族基礎年金は、親を亡くした18歳に達する最初の年度末が到達していない子ども(障がいのある子どもは20歳未満)のいる母子家庭または父子家庭が対象となる年金です(受給条件あり)。

貸付金

母子父子寡婦福祉資金

問合せ ▶ 各区保健センター 健康・子ども課(P22)

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、修学・技能習得等の福祉資金を低利または無利子で貸し付けています(連帯保証人が必要な場合があります)。なお、父子家庭の方はひとり親家庭支援センター(P8)の父子相談の窓口にご相談ください。

生活福祉資金

問合せ ▶ 各区社会福祉協議会

低所得世帯、障がい者世帯等に対し、安定した生活を目指すことを目的として生活福祉資金を貸し付けしています(連帯保証人が必要な場合があります)。なお、母子・父子・寡婦福祉資金が利用できる場合には、そちらが優先されます。

協 社 会 福 祉 協 議 会	中央区／TEL.281-6113	北 区／TEL.757-2482	東 区／TEL.741-6440
	白石区／TEL.861-3700	厚別区／TEL.895-2483	豊平区／TEL.815-2940
	清田区／TEL.889-2491	南 区／TEL.582-2415	西 区／TEL.641-6996
	手稲区／TEL.681-2644	札幌市社会福祉協議会／TEL.614-0169	

札幌市保育士修学資金等貸付制度

問合せ ▶ 札幌市社会福祉協議会 TEL.614-0169

保育士養成施設への入学に必要な準備金や学費、卒業後に保育士として働くための準備金のほか、保育士が新たに保育所で働いたり、育児休業等から復帰したりする場合の子どもの保育料や、保育士として働いていない方の再就職に必要な費用を貸し付けます。一定の要件を満たすと、返済が免除となります。

税の軽減等

住民税・所得税の寡婦・ひとり親控除

問合せ ▶ 各市税事務所 市民税課

離婚又は死別後に婚姻をしていない方で一定の要件を満たす場合、また、婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親の方で一定の要件を満たす場合、住民税・所得税の控除を受けられます。

【各市税事務所】

中央市税事務所(中央区) ……………TEL.211-3914	南部市税事務所(豊平区・清田区・南区) …TEL.824-3914
北部市税事務所(北区・東区) ………TEL.207-3914	西部市税事務所(西区・手稲区) ……………TEL.618-3914
東部市税事務所(白石区・厚別区) …TEL.802-3914	

就園・就学のための経済的支援

P20

就業のための経済的支援

P14